

福岡国際医療福祉大学 学則（案）

第1章 総 則

第1節 目的

（目的）

第1条 福岡国際医療福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を養成するとともに、学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を養成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（情報の公開）

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

（社会的・職業的自立に関する指導等）

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2節 組織

（学部）

第6条 本学に医療学部を置く。

2 医療学部には理学療法学科、作業療法学科及び視能訓練学科を置く。

3 各学科の学生定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医療学部	理学療法学科	40名	160名
	作業療法学科	40名	160名
	視能訓練学科	40名	160名

4 第1項に定める医療学部及び学科の教育研究上の目的は次のとおりである。

医療学部は理学療法学、作業療法学、視能訓練学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、視能訓練士等の人材を養成する。

(図書館)

第7条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第9条 本学に、学長を置く。学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する。

2 本学に、学長を補佐するため、副学長を置くことができる。

3 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

4 本学に、客員教授、非常勤講師及びその他必要な職員を置くことができる。

5 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第10条 学部に、学部長を置く。学部長は、学長の指示を受けて、学部に関する校務を掌理する。

2 学部の学科に、学科長を置く。学科長は、学部長を補佐し、学科の校務を掌理する。

3 学部に、副学部長、学科に副学科長を置くことができる。

4 図書館に、図書館長を置く。

5 事務局に、事務局長を置く。

第4節 管理運営委員会、学部長・学科長会議、教授会及び学科会

(管理運営委員会)

第11条 本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に管理運営委員会を置く。

2 管理運営委員会は、学長、副学長、学部長、事務局長、学長が指名した副学部長、学科長、理事長が指名した常任理事及び理事をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の職員を加えることができる。

3 管理運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。

学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 管理運営委員会は、次の事項を審議する。

一 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項

二 学部・学科の重要な組織の設置及び廃止に関する事項

三 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項

四 学生の身分及びその厚生補導に関する重要事項

五 その他、本学の運営に関する重要事項

(学部長・学科長会議)

第12条 学部、学科の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学部長・学科長会議を置く。

2 学部長・学科長会議は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長、副学科長をもって構成する。

3 学部長・学科長会議は、学長が招集し、その議長となる。

4 学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

(教授会)

第13条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長及び学部の専任教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の教員を加えることができる。

3 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

5 教授会は、前項に規定するものの他、学長、副学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 教授会に関する事項は、別に定める。

(学科会)

第14条 学科内の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学科に学科会を置く。

2 学科会は、学科の専任教員をもって構成する。

(委員会)

第15条 本学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

2 学長は、学部の教育上の必要に応じ、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日
- 三 春期休業日（3月1日から3月31日まで）
- 四 夏期休業日（8月1日から9月20日まで）
- 五 冬期休業日（12月25日から1月6日まで）

2 学長は、学部の教育上の必要に応じ、前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第19条 医療学部の修業年限は、4年とする。ただし、第26条に規定する場合を除く。

(在学年限)

第20条 学生は、医療学部においては8年を超えて在学することができない。ただし、第26条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

(入学の資格)

第22条 各学科第1学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣が指定した学校を卒業したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第23条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

（入学者の選考）

第24条 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。

2 選考の方法は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第25条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、その他の学費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて、入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

（編入学、転入学、再入学）

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

一 大学を卒業した者又は退学した者

二 短期大学、高等専門学校を卒業した者

三 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

四 高等学校（中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部を含む）の専攻科（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

2 前2項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第3節 教育課程、単位及び履修方法等

（教育課程）

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを、各学年次に配当して編成するものとする。

（授業科目の区分）

第28条 授業科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目とする。

（授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数）

第29条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は、別表1のとおりとする。

（授業の方法）

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位計算方法)

第31条 授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

- 一 講義、および演習については、15時間または30時間をもって1単位とする。
- 二 実験、実習、および実技等については、30時間または45時間をもって1単位とする。
- 三 臨床実習、および臨地実習については、45時間をもって1単位とする。
- 四 卒業研究の授業科目については、単位を授与する。単位数は、学科ごとに別に定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第32条 授業科目を履修し、その試験、又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。
- 3 試験に関する事項は、別に定める。

(成績の評価)

第33条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(授業日数)

第34条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週以上とする。

(履修方法)

第35条 学生は、医療学部においては本学に4年以上在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。

- 2 前項の履修方法については、別に定める履修規程の定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業)

第36条 メディアを利用して行う授業を、あらかじめ指定した日に情報機器その他の通信手段によって行うことができる。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第37条 学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第38条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は大学設置基準第29条第1項の規定による専修学校において履修した授業科目について修得した単位

(第56条の規定により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第37条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、転学、留学、除籍及び退学

(休学)

第40条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第41条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して、4年を超えることはできない。
- 3 休学の期間は、第20条の在学年限に算入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第42条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部、転学科)

第43条 本学内において、他の学部、学科への転学部、転学科を志願する者があるときは、教授会において選考のうえ、学長が転学部、転学科を許可することがある。

- 2 転学部、転学科の許可を受けた者の修業年限及び既に取得した単位の取扱は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(留学)

第44条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第47条に定める在学期間を含めることができる。
- 3 留学に関する事項は、別に定める。

(退学)

第45条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- 一 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第20条に定める在学年限を超えた者
- 三 長期間にわたり行方不明の者
- 四 第41条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- 五 死亡した者

第5節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第47条 医療学部においては、本学に4年以上在学し、別に定める卒業に必要な単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

(学士の学位)

第48条 学士の学位については、以下のとおりとする。

学部	学科	学位（専攻分野）
医療学部	理学療法 学科	学士（理学療法）
	作業療法 学科	学士（作業療法）
	視能訓練 学科	学士（視能訓練）

第6節 賞罰

(表彰)

第49条 学生として表彰に値する行為があった者には、学長は、教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

(懲戒)

第50条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、情状により譴責、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由なくして出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

第7節 厚生補導

(学生指導)

第51条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

2 前項に関する事項は別に定める。

(保健管理)

第52条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

第8節 施設利用

(施設利用)

第53条 本学の施設は、本学の学生及び職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

第9節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第54条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、学部の研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(聴講生)

第55条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生は学期ごとに許可する。

(科目等履修生)

第56条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育・研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として、入学を許可することができる。

2 前項の科目等履修生に対し単位を与えることができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第32条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

第10節 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第58条 入学検定料及び学生納付金については、別表2のとおりとする。

(免除等)

第59条 学業優秀である者若しくは経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除し、徴収を猶予することができる。

2 休学期間中及び留学期間中は、授業料の3分の2を免除する。

(退学等の場合の学生納付金)

第60条 学年の中途において退学し、転学し、又は停学若しくは退学を命ぜられた者もその学年の学生納付金を納めなければならない。

(研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金)

第61条 研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(返還)

第62条 納付した入学検定料及び学生納付金は、返還しない。

第11節 奨学金

(奨学金)

第63条 本学に奨学金の制度を設けることができる。

2 奨学金の支給は、品行方正で学業優秀な学生に対して行う。

第12節 公開講座及び各種講習会等

(公開講座、各種講習会等)

第64条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

2 社会人の再教育及び教育研究活動に資するため、特別講座等を開設することができる。

第3章 補 則

(補則)

第65条 この学則の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 第6条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、平成31年度から平成34年度までは、それぞれ次のとおりとする。

	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医療学部				
理学療法学科	40名	80名	120名	160名
作業療法学科	40名	80名	120名	160名
視能訓練学科	40名	80名	120名	160名
医療学部合計	120名	240名	360名	480名

(1-2) 医療学部 作業療法学科

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
総合教育科目	人間系	心理学	2		
		哲学		1	
		倫理学		1	
		文学		1	
		教育学		2	
		コミュニケーション概論		2	
	社会系	海外保健福祉事情Ⅰ（講義）	1		
		海外保健福祉事情Ⅱ（実習）	2		
		アジア比較文化論		1	
		法学		1	
		経済学		1	
		社会学		1	
		国際医療福祉論		2	
		社会保障制度論	2		
ボランティア論		1			
自然・情報系	生物学		2		
	物理学		2		
	統計学	2			
	医療とICT	2			
	生命倫理	2			
保健体育系	人間工学		2		
	健康科学理論		1		
	健康スポーツ実践		1		
総合系	大学入門講座	1			
外国語系	医学英語Ⅰ	1			
	医学英語Ⅱ	1			
	英語（基礎）		1		
	英語（応用）		1		
	英会話		1		
	韓国語*		2		
中国語*		2			
	小計（31科目）	16	29		
日本語（留学生） 日本語科	日本語Ⅰ	1			
	日本語Ⅱ	1			
	日本語Ⅲ	1			
	日本語Ⅳ	1			
	小計（4科目）（留学生）	4	-		
専門教育科目	専門基礎科目	解剖学Ⅰ	1		
		解剖学Ⅱ	1		
		解剖学実習	1		
		生理学Ⅰ	1		
		生理学Ⅱ	1		
		生理学実習	1		
		病理学	1		
		臨床医学概論	2		
		公衆衛生学		2	
		リハビリテーション医学	1		
		内科学Ⅰ	1		
		内科学Ⅱ	1		
		神経学Ⅰ	1		
		神経学Ⅱ	1		
		整形外科Ⅰ	1		
		整形外科Ⅱ	1		
		精神医学Ⅰ	1		
		精神医学Ⅱ	1		
		小児科学	1		
		老年学	1		
		人間発達学	2		
		臨床心理学概論	2		
		救急医学	1		
		薬理学	1		
		栄養学		1	
		カウンセリング論		1	
		リスクマネジメント論		2	
		ケアマネジメント論		1	
		医用画像診断学	1		
		運動学Ⅰ	1		
		運動学Ⅱ	1		
		運動生理学	1		
		運動学実習	1		
		リハビリテーション概論	2		
		保健医療福祉制度論		2	
		関連職種連携論	2		
		関連職種連携ワーク	1		
小計（37科目）	36	9			

教育課程等の概要				
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目 (つづき)	作業療法概論	1		
	作業学概論	1		
	作業応用論		1	
	卒業研究Ⅰ	2		
	卒業研究Ⅱ	2		
	リハビリテーション管理論	1		
	作業療法総括論	1		
	作業工程技術学・基礎論	1		
	作業工程技術学・応用論	1		
	作業分析学Ⅰ(基礎)	1		
	作業分析学Ⅱ(応用)	1		
	生活機能論	1		
	作業療法評価学概論	1		
	作業療法評価学各論	1		
	基礎運動機能評価法	1		
	高次脳機能評価法	1		
	作業療法評価学演習	1		
	作業療法諸理論		1	
	中枢神経疾患作業療法Ⅰ(総論)	1		
	中枢神経疾患作業療法Ⅱ(各論)	1		
	中枢神経疾患作業療法Ⅲ(特論)		1	
	高次脳機能障害作業療法学	1		
	老年期作業療法学	1		
	運動器疾患作業療法学	1		
	内科系疾患作業療法学	1		
	精神疾患作業療法Ⅰ(総論)	1		
	精神疾患作業療法Ⅱ(各論)	1		
	精神疾患作業療法Ⅲ(特論)		1	
	小児作業療法Ⅰ(総論)	1		
	小児作業療法Ⅱ(各論)	1		
	小児作業療法Ⅲ(特論)		1	
	作業療法適用学概論	1		
	コミュニケーション技術論	1		
	生活技術学Ⅰ(総論)	1		
	生活技術学Ⅱ(各論)	1		
	障害代償学概論	1		
	自助具・福祉機器適用論	1		
	装具・副子適用論	1		
	義肢適用論	1		
	バリアフリー論	1		
	住環境整備論	1		
	地域生活作業療法論	1		
	地域生活支援論	1		
	職業関連技術学	1		
	作業療法応用学概論	1		
	基礎実習Ⅰ	1		
	基礎実習Ⅱ	1		
	地域作業療法実習	1		
	検査・測定実習	1		
	評価実習	3		
	総合実習Ⅰ	8		
	総合実習Ⅱ	8		
小計(52科目)	65	5		
合計(120科目)		117	43	
合計(124科目)(留学生)		121	43	
卒業要件及び履修方法				
<p>卒業要件124単位以上 総合教育科目：必修16単位(人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位)。これ以外に総合教育科目から5単位以上選択(「韓国語」「中国語」より2単位以上選択必修含む。)。留学生は、必修20単位(人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位、日本語科目：4単位)。これ以外に総合教育科目から1単位以上選択。 専門教育科目：必修101単位(専門基礎科目：36単位、専門科目：65単位)。これ以外に専門教育科目全体から2単位以上選択。(履修課目の登録の上限 49単位(年間))</p>				

教育課程等の概要				
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目 (117科目)	視能矯正学Ⅰ	2		
	視能矯正学Ⅱ	2		
	視能矯正学総括論Ⅰ	1		
	視能矯正学総括論Ⅱ	1		
	視覚情報処理論Ⅰ	1		
	視覚情報処理論Ⅱ	1		
	視覚情報処理論Ⅲ		1	
	視覚と注意		1	
	眼科診療学	1		
	卒業研究Ⅰ	2		
	卒業研究Ⅱ	2		
	視能矯正学特論		1	
	視能検査学入門		1	
	視能検査学基礎	1		
	視能検査学Ⅰ	2		
	視能検査学Ⅱ	2		
	視能検査学Ⅲ	2		
	視能検査学Ⅳ	2		
	屈折矯正の実際	1		
	視覚と画像解析	1		
	視能検査学総合演習Ⅰ	1		
	視能検査学総合演習Ⅱ	1		
	視能検査学特論		1	
	視能障害学Ⅰ	1		
	視能障害学Ⅱ	1		
	視能障害学Ⅲ	1		
	視能障害学Ⅳ	1		
	視能障害学評価学	1		
	研究と文献Ⅰ	1		
	研究と文献Ⅱ		1	
	視覚と高次脳	1		
	視能障害学実践演習	1		
	視能障害学特論		1	
	弱視斜視論基礎	1		
	弱視斜視論Ⅰ	1		
	弱視斜視論Ⅱ	1		
	弱視斜視論Ⅲ	1		
	弱視斜視論Ⅳ	1		
	視能訓練学Ⅰ	1		
	視能訓練学Ⅱ	1		
	視能訓練学Ⅲ	1		
	ロービジョン学	1		
	視覚とヴァーチャルリアリティ		1	
	視能訓練学総合演習	1		
	視能訓練学特論		1	
	臨地実習Ⅰ	5		
	臨地実習Ⅱ	11		
	小計(47科目)	60	9	
合計(117科目)		111	51	
合計(121科目)(留学生)		115	51	
卒業要件及び履修方法				
<p>卒業要件124単位以上</p> <p>総合教育科目：必修16単位（人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位）。これ以外に総合教育科目から5単位以上選択（「韓国語」「中国語」より2単位以上選択必修含む。）。留学生は、必修20単位（人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位、日本語科目：4単位）。これ以外に総合教育科目から1単位以上選択。</p> <p>専門教育科目：必修95単位（専門基礎科目：35単位、専門科目：60単位）。これ以外に専門教育科目全体から8単位以上選択。（履修課目の登録の上限49単位(年間)）</p>				

別表2 入学検定料及び学生納付金

(2-1) 入学検定料

単位：円

	入学検定料
医療学部	30,000

*大学入試センター試験利用入試の入学検定料は、各学部 20,000 円とする。

(2-2) 学生納付金

単位：円

学生納付金	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費	年度合計
1 年	300,000	900,000	50,000	300,000	1,550,000
2 年	—	900,000	250,000	300,000	1,450,000
3 年	—	900,000	250,000	300,000	1,450,000
4 年	—	900,000	250,000	300,000	1,450,000

福岡国際医療福祉大学 教授会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、福岡国際医療福祉大学学則第13条第6項に基づき、教授会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 本学に、教授会を置く。

（代表者会議）

第3条 教授会に代表者会議を置くことができる。

- 2 代表者会議は、当該副学長、学部長、副学部長及び学科長等の意見を聴いて学長が指名した者をもって構成する。
- 3 代表者会議は、学長が招集する。
- 4 代表者会議に議長を置き、学長をもってこれに充てる。ただし、学長が認めた場合は、学長が指名した副学長又は当該学部の学部長が学長に代わり議長となることができる。
- 5 代表者会議による議決をもって教授会の議決とすることができる。

（審議事項）

第4条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するものの他、学長、副学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（招集通知）

第5条 学長は、教授会の招集にあたり、その日時、場所及び議案をあらかじめ当該構成員に通知しなければならない。

（定足数）

第6条 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことはできない。

- 2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（事務の処理）

第7条 教授会の事務は、事務局が取り扱う。

（改廃）

第8条 本規程の改廃は、教授会の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。